

### 第3章 環境保全計画

建造物と一体となり、歴史的な景観を形成している周辺環境の保全を図るため、建造物以外の工作物について保護の方針を定める。

なお、庭園については、平成31年（2019）に策定された、「名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画」を参考とする。

#### 第1 環境保全の現状と課題

ここでは、庭園について整理する。

##### 1. 現状

庭園は、昭和26年（1951）に徳川武定から松戸市へ寄付され、昭和61年（1986）に県指定名勝となる。平成3年（1991）に建物と庭園その周囲2～3ヘクタールが戸定が丘歴史公園として開園する。平成27年（2015）には国指定名勝となり、平成28年（2016）から平成29年（2017）に書院造庭園、東屋庭園、前庭（玄関前）の復元工事を実施した。

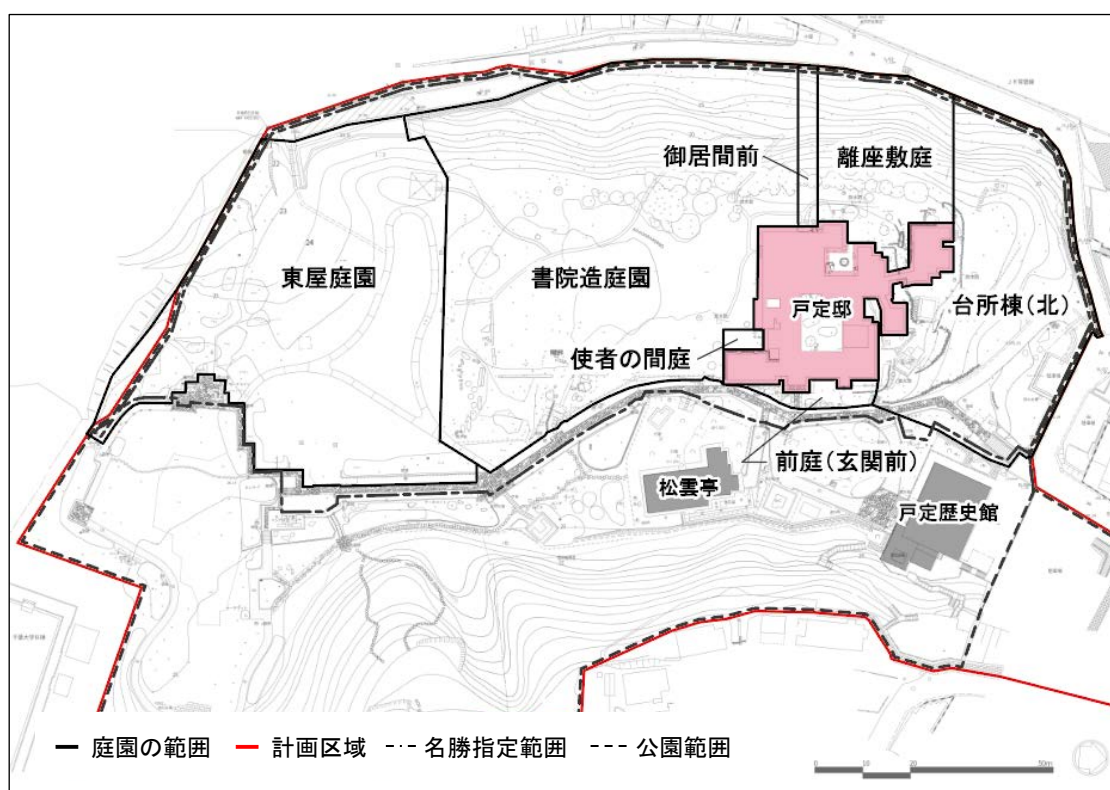


図3-1 計画区域と関連区域の関係

#### 2. 課題

以下の課題が挙げられる。

##### ①雨水浸透柵や排水管の新設が必要になる可能性がある

雨水排水機能は、雨水浸透柵の清掃により、おおむね改善されているが、今後の経過観察の結果次第では、雨水浸透柵や排水管の新設が必要になる可能性がある。



降雨時の中庭（玄関棟）の排水状況（右上が雨水浸透柵）



雨水浸透柵の内部

##### ②雨水排水設備の劣化などが見られる

一部雨水排水設備を覆う溜め壺型などの竹製や金網の蓋が劣化し苔が繁茂している。また、非公開範囲では、波板鉄板を蓋代わりに使用しており、景観上望ましくないものが見られるため、意匠に配慮した更新や改善が求められる。その他、雨樋の変形、劣化も見られる。



金網に苔が繁茂



竹製の蓋の破損

### 第3章 環境保全計画

#### ③ 建造物に影響を及ぼす樹木が見られる

建造物に枝がかかっている樹木、将来的に倒木の可能性がある樹木、地中の根が建造物に影響を及ぼしている樹木が見られるため、庭園の価値を守りながら、対処する必要がある。

対処は、「名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画」第5章第2に記載の「3. 現状変更の取り扱い（事務手続きマニュアル、届出基準）」により行う。



屋根や軒樋に落葉などが溜まる（使者の間の東側）

#### ④ 部分的な復元整備工事に留まっている

書院造庭園、東屋庭園、前庭（玄関前）以外の庭園については専門家による調査を行ったものの、本来の姿が不明であり、保護すべき対象の判断が困難である。復元整備工事実施に向けて調査を進め、保護対象の確認が必要となる。



### 第3章 環境保全計画

#### 第2 環境保全の基本方針

建造物と一体的な価値を形成している庭園と、その他の建物などについて、庭園の保存活用計画で示されている内容と齟齬がないよう、以下に環境保全の基本方針を定める。

##### 基本方針

- 建造物の価値や魅力を確実に保存し継承するため、庭園の価値を守りながら、保存に影響を及ぼす周辺環境を改善する。
- 建造物と庭園が一体となった価値や魅力をさらに向上させるため、未調査である庭園の調査を進め、その価値を明らかにし、歴史的環境を整備する。
- 調査の過程で明らかになったものについては、適宜、見学者などに広く周知し、戸定邸の価値や魅力を伝えるように努める。

#### 第3 区域の区分と保全方針

保全方針については、必要に応じて庭園部局と協議のうえ決定する。

表3-1 区域の区分と保全方針

	旧徳川家松戸戸定邸の場合	保全方針
<p><b>■保存区域</b> 建造物を含む区域で、原則として新たに建物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。</p>	<p>○建造物が立つ（雨落ち溝および各中庭を除く）内側の範囲とする。</p>	<p>○原則として建物の新築は認めない。 ○防災上、必要な施設は防災計画に従い整備する。</p>
<p><b>■保全区域</b> 保存区域に隣接する区域で歴史的な景観や環境を保全する区域。 建物等の新築・増改築および土地の形質の変更は、原則として建造物の管理もしくは防災上必要な場合に限る。</p>	<p>○国指定名勝の範囲とする。</p>	<p>○雨水排水設備の機能・衛生面の改善を図る。 ○防災や管理上、建物の新築や増築を行う場合、周辺の歴史的環境に配慮する。 ○歴史的環境を阻害している他の建物等については撤去を許容する。 ○庭園の調査を進め歴史的環境の整備を目指す。</p>
<p><b>■整備区域</b> 建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域。 状況に応じて建造物と一体をなしてその価値を形成している土地の一部を含むことができる。</p>	<p>○保存・保全区域以外の戸定が丘歴史公園の敷地、および北側駐車場を範囲とする。</p>	<p>○戸定邸の保存や活用のために必要な便益施設等の整備を行うことができる。 ○戸定邸やその周囲の歴史的景観を損ねないように、配置や外観に配慮する。</p>

### 第3章 環境保全計画

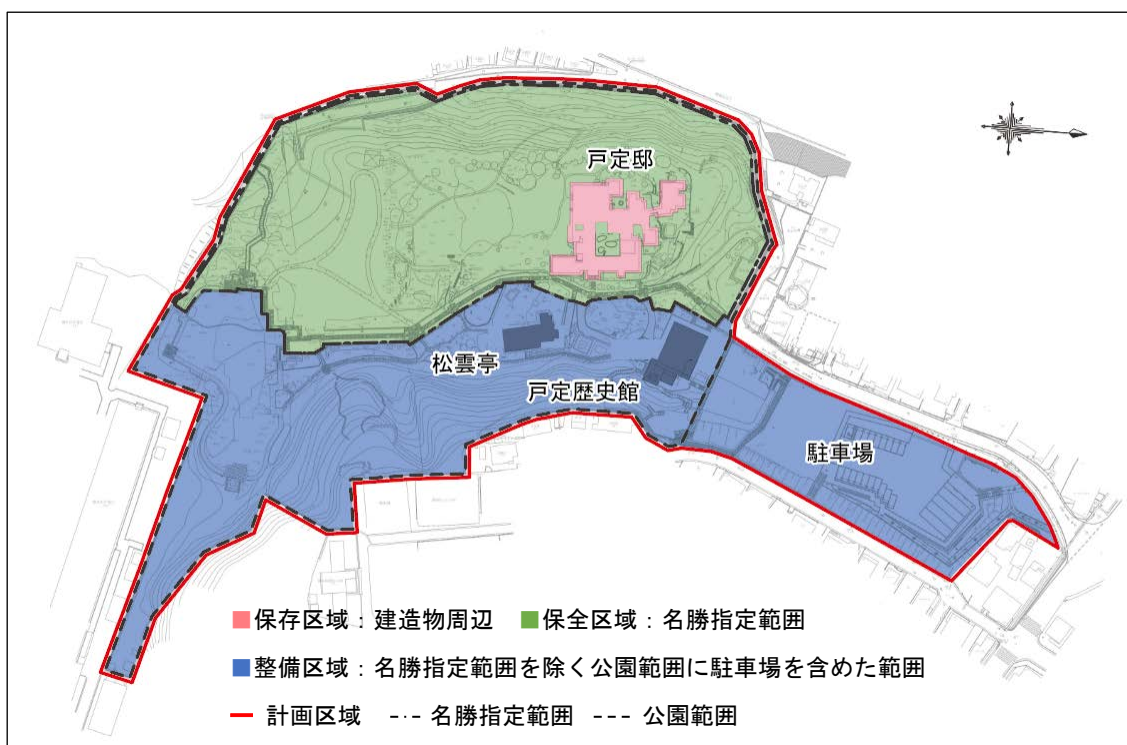


図3-2 区域の区分

### 第3章 環境保全計画

#### 第4 重要文化財以外の建造物の区分と保護の方針

ここでは、計画区域内に位置する重要文化財以外の建造物を以下に区分し、保護の方針を定める。以下に区分した建造物以外については、庭園の保存活用計画の範疇とする（園路、外灯、ベンチ、解説板、碑など）。

保護の方針については、必要に応じて庭園部局と協議のうえ決定する。

表3-2 重要文化財以外の建造物の区分と保護の方針

	旧徳川家松戸戸定邸の場合	保護の方針	
<p>■保存する建造物</p> <p>計画区域内に所在するその他建造物および工作物で、建造物に準じて保存を図るもの</p>	古写真や資料から徳川昭武居住期までの履歴が明確なもの		
	①	表門	<p>○材料を取替える修理が必要になった場合は、材料の形状・材質・仕上げ・色彩を保存する。</p> <p>○復原する場合は、十分な調査に基づくこととする。</p> <p>○保存または補強のため特に変更が必要な場合、外観と意匠に配慮して変更することができる。</p> <p>○建造物と同等の価値を有することが判明した場合、将来的に附指定を図る。</p>
	③-1	稲荷社（社）	
	⑥	敷石〔表玄関前〕 〔一部復元〕	
	⑦-1	景石（黒ぼく石） 〔書院造庭園内〕	
	⑧	雨落ち溝 〔表座敷棟南・西側〕	
	⑩-1～3	沓脱石（3か所） 〔表玄関内・表座敷棟南側・表座敷棟西側〕	
	⑪	手水鉢〔表座敷棟西側〕	
	⑫	灯籠〔表座敷棟東側〕	
	⑬	景石〔表座敷棟西側〕	
	⑮	飛石〔書院造庭園内〕 〔復元〕	
	古写真や資料から徳川昭武居住期にあったと認められるもの		
	⑨	土留め石〔表門西側、離座敷棟北側など〕	
	⑦-2	景石（黒ぼく石） 〔離座敷棟西側〕	
<p>■保全する建造物</p> <p>保存するその他建造物および工作物以外で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの</p>	古写真や資料により、徳川昭武居住期の姿に復原したもの		
	②	表門脇塀	<p>○基本的に現状維持とする。</p> <p>○適切な維持管理を行い、周辺環境との調和に配慮する。</p> <p>○新たな資料の発見などで履歴が明確になった場合、適切な区分に変更する。</p>
	④	物置〔復原〕	
	⑤	板戸および板塀〔台所棟北側〕〔復原〕	
⑭	東屋〔東屋庭園内〕〔復原〕		

### 第3章 環境保全計画

	古写真や資料により、徳川昭武居住期まで履歴が追えないが歴史的環境や景観を構成するもの	○雨水排水設備（溜め壺型）は素材も含め機能・衛生面の改善を図る。
	③-2 稲荷社（手水鉢・灯籠2基・敷石）	
	⑩-1～2 敷石〔台所棟北側〕2か所	
	⑰-1～10 沓脱石（10か所） 〔使者の間西側2か所、離座敷棟南側、玄関棟西側、表座敷棟東側、表座敷棟北側、奥座敷棟南側、奥座敷棟東側2か所、離座敷棟西側〕	
	⑱ 景石（黒ぼく石） 〔物置西側〕	
	⑲ 手水鉢〔離座敷棟南側〕	
	⑳ 池〔離座敷棟南側〕	
	㉑ 灯籠〔使者の間西側〕	
	㉒-1～8 雨水排水設備 （溜め壺型8か所） 〔使者の間東側、使者の間北側、表座敷棟南側、表座敷棟北側、離座敷棟南側、離座敷棟西側、離座敷棟東側〕	
	㉓ 煉瓦と土管の排水溝 〔表座敷棟北側〕	
	㉔ 手水の海〔表座敷棟西側〕	
	— 保存する建造物に示した以外の飛石や敷石	
■その他の建造物 歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、または文化財の保護および防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去するもの	㉕ 不老門と周囲の鹿威しなど ㉖ 目隠塀と管理用の出入口 ㉗ 屋外消火栓用のポンプ小屋（今後は使用しない） ㉘ 水圧小屋（現在使用していない） ㉙-1～5 放水銃（令和7～8年度の工事により撤去予定） ㉚ 戸定歴史館（電気設備小屋を含む） ㉛-1～3 松雲亭（門塀・待合を含む）	○明らかに近年の整備によるもので、景観の阻害や歴史認識の誤認を招くものは撤去する。 ○保存・活用上、必要な建造物を新築・新設する場合は、周辺環境との調和に配慮する。

### 第3章 環境保全計画

	㉔	屋外トイレ	
	㉓	放水銃用のポンプ小屋（今後は易操作性消火栓用として使用予定）	
	㉒	売店	
	㉑-1~2	東屋（2か所） 〔松雲亭南側、戸定が丘歴史公園内南側〕	
	㉐	旧東門	
	—	公園内・駐車場に設置されているベンチや記念碑など	

※御厩については、明治20年（1887）3月13日上棟、明治25年（1892）修復、明治44年（1911）屋根修繕、昭和21年（1946）曳家、昭和23年（1948）増築、平成元年（1989）取り壊しとなっており、いずれかに区分する。

参考文献：渋谷文雄「かつて戸定邸内に建っていた『御厩』について」（『松戸市立博物館紀要』第27号 2020.3 pp.37-45）

※離座敷棟の雨落ち溝は、現認しないが古写真（資料編の資6）により大正期において存在したことが確認できる。調査・研究を進め、復原を検討する。

※使用者の間西側に手水鉢が存在したことが古写真（2-2-3-271 戸定歴史館所蔵）から確認できる。これは、昭和26年徳川武定から戸定邸の松戸市寄贈に尽力した渡邊好一郎氏へ贈られ、令和元年（2018）にご子孫より寄贈された、現在戸定歴史館前に仮置きされている手水鉢と同様と思われるため、今後調査・研究を進め、使用者の間南西側へ移設を検討する。

※その他の重要文化財以外の建造物の課題については、以下のとおりとする。

- ・表座敷棟

縁下の玉砂利については、古写真（資料編の資2下）により見られ、現況とは異なることが確認できる。よって、昭武居住期の構成に復原する必要がある。

庭園復元工事の際に、表座敷棟西側に排水溝および地下の排水設備があることが確認された。排水溝については昭武居住期から存在したと考えられるため、調査研究の上で復原を検討する。

- ・中座敷棟

縁下および西側の縁石については、昭武居住期の構成を調査研究した上で、復原を検討する必要がある。

- ・奥座敷棟

南側の煉瓦は、何らかの設備からの転用が考えられるため、作成年代を調査する必要がある。

- ・離座敷棟

縁下と犬走りについては、古写真（資料編の資6）によりやや不鮮明であるが確認できる。さらに調査研究をすすめ復原を検討する。

- ・玄関棟、使用者の間

縁下と犬走りについては、昭武居住期の構成を調査研究した上で、復原を検討する必要がある。



### 第3章 環境保全計画

■ 保存する建造物（古写真や資料から徳川昭武居住期までの履歴が明確なもの）



①表門



③-1 稲荷社（社）



⑥-1 敷石〔表玄関前〕



⑦-1 景石（黒ぼく石）〔書院造庭園内〕



⑧雨落ち溝〔表座敷棟南・西側〕



⑩-1 沓脱石〔表玄関内〕



⑩-2 沓脱石〔表座敷棟南側〕



⑩-3 沓脱石〔表座敷棟西側〕



### 第3章 環境保全計画



⑪手水鉢〔表座敷棟西側〕



⑫灯籠〔表座敷棟東側〕



⑬景石〔表座敷棟西側〕



⑮飛石〔書院造庭園内〕

#### ■保存する建造物（古写真や資料から徳川昭武居住期にあったと認められるもの）



⑨土留め石〔表門西側、離座敷棟北側など〕  
※写真は表門西側の土留め石



⑦-2 景石（黒ぼく石）〔離座敷棟西側〕

### 第3章 環境保全計画

■保全する建造物（古写真や資料により、徳川昭武居住期の姿に復原したもの）



②表門脇塀



④物置



⑤板戸および板塀〔台所棟北側〕



⑭東屋〔東屋庭園内〕

■保全する建造物（古写真や資料により、徳川昭武居住期まで履歴が追えないが歴史的環境や景観を構成するもの）



③-2 稲荷社（手水鉢、灯籠2基、敷石）



⑩-1~2 敷石〔台所棟北側〕2か所



### 第3章 環境保全計画



⑩-1、⑩-2 沓脱石〔使者の間西側〕



⑩-3 沓脱石〔離座敷棟南側〕



⑩-4 沓脱石〔玄関棟西側〕



⑩-5 沓脱石〔表座敷棟東側〕



⑩-6 沓脱石〔表座敷棟北側〕



⑩-7 沓脱石〔奥座敷棟南側〕



⑩-8、⑩-9 沓脱石〔奥座敷棟東側〕



⑩-10 沓脱石〔離座敷棟西側〕



### 第3章 環境保全計画



⑩景石（黒ぼく石）〔物置西側〕



⑪手水鉢〔離座敷棟南側〕



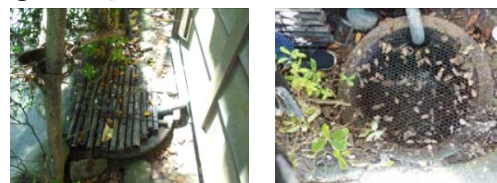
⑫池〔離座敷棟南側〕



⑬灯笼〔使用者の間西側〕



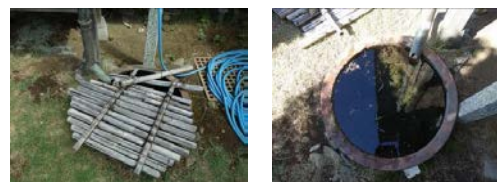
⑭-1 雨水排水設備（溜め壺型）〔使用者の間東側〕



⑭-2 雨水排水設備（溜め壺型）〔使用者の間東側〕



⑭-3 雨水排水設備（溜め壺型）〔使用者の間北側〕



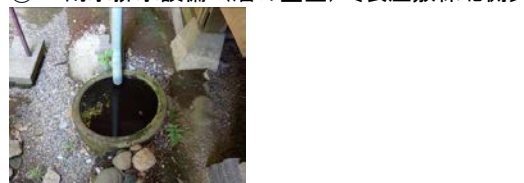
⑭-4 雨水排水設備（溜め壺型）〔表座敷棟南側〕



⑭-5 雨水排水設備（溜め壺型）〔表座敷棟北側〕



⑭-6 雨水排水設備（溜め壺型）〔離座敷棟南側〕



⑭-7 雨水排水設備（溜め壺型）〔離座敷棟西側〕



⑭-8 雨水排水設備（溜め壺型）〔離座敷棟東側〕



### 第3章 環境保全計画



②③煉瓦と土管の排水溝〔表座敷棟北側〕



②④手水の海〔表座敷棟西側〕

#### ■その他の建造物



②⑤不老門と周囲の鹿威しなど(写真は不老門)



②⑥目隠塀と管理用の出入口



②⑦屋外消火栓用のポンプ小屋(今後は使用しない)  
②⑧水圧小屋(現在使用していない)



②⑨-1 放水銃(令和7~8年度の工事により撤去予定)



### 第3章 環境保全計画



㊹-2 放水銃（令和7～8年度の工事により撤去予定）



㊹-3 放水銃（令和7～8年度の工事により撤去予定）



㊹-4 放水銃（令和7～8年度の工事により撤去予定）



㊹-5 放水銃（令和7～8年度の工事により撤去予定）



㊿ 戸定歴史館



㊿-1 松雲亭



㊿-2 松雲亭の門堀



㊿-3 松雲亭の待合



### 第3章 環境保全計画



⑫屋外トイレ



⑬放水銃用のポンプ小屋（今後は易操作性消火栓用として使用予定）



⑭売店



⑮-1 東屋〔松雲亭南側〕



⑮-2 東屋〔戸定が丘歴史公園内南側〕



⑯旧東門

### 第3章 環境保全計画

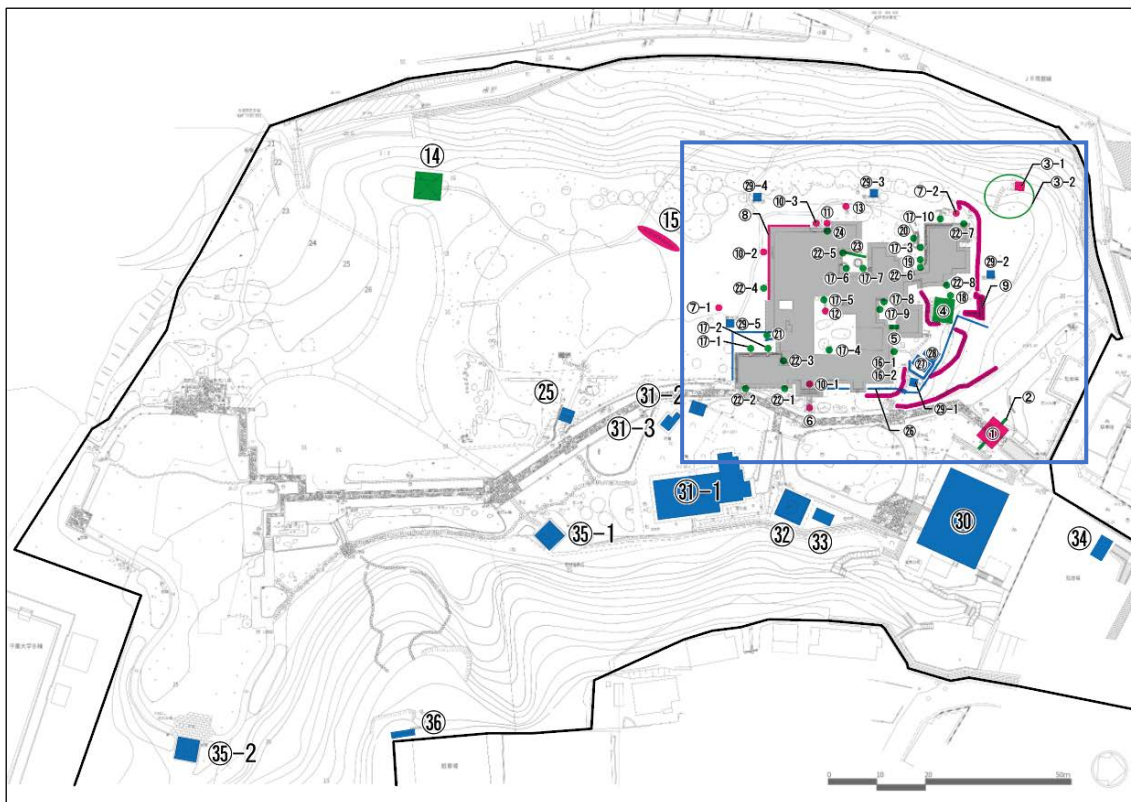


図3-3 重要文化財以外の建造物の区分

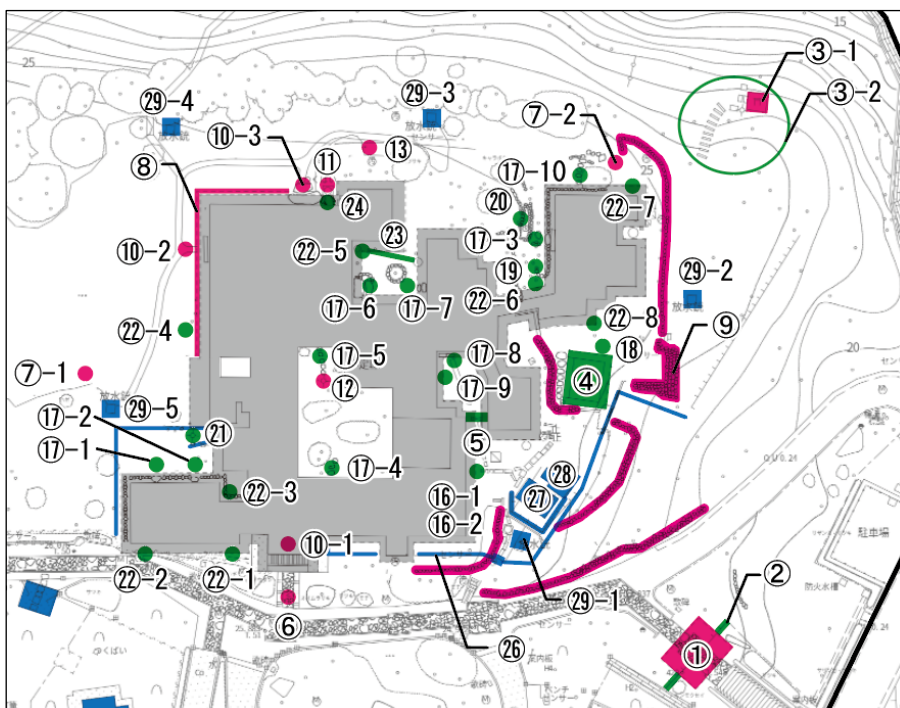


図3-4 枠線内の拡大図

## 第3章 環境保全計画

### 第5 防災上の課題と対策

樹木についての対策は、必要に応じて市公園管理部局と協議のうえ決定する。

#### 1. 現状と課題

##### ①雨水排水機能の改善

雨水浸透柵の清掃により、おおむね改善されているが、今後の経過観察の結果により、雨水浸透柵や排水管の新設が必要になる可能性がある。

##### ②建造物に影響を及ぼす樹木への対処

建造物に枝がかかっている樹木、将来的に倒木の可能性がある樹木、地中の根が建造物に影響を及ぼしている樹木など、建造物のき損の危険性がある状況が確認されているため、庭園の価値を守りながら、対処する必要がある。

#### 2. 当面の改善措置と今後の対処方針

##### ①雨水排水機能の改善

浸透柵を定期的に清掃し、それでも改善しない場合は、雨水が流入しやすい蓋に取り替えたり、浸透柵の周囲に設けられている瓦に水道となる隙間を作るなどの工夫を行う。

##### ②建造物に影響を及ぼす樹木の対処

定期的に点検し、被害が起きないか確認する。予測された場合は剪定やロープ支持等の措置を講じる。

#### 3. 環境保全に係る施設整備計画

##### ①雨水排水機能の改善

「2. 当面の改善措置と今後の対処方針」で示した対処で改善されない場合は、浸透柵や排水管の新設を検討する。

##### ②建造物に影響を及ぼす樹木の対処

建造物に隣接する樹木は、定期的な剪定などの維持管理に努める。

倒木の可能性がある樹木は、必要に応じて樹木医などの専門家による診断を行い、樹勢回復や支柱設置などの対策を施す。

地中の根が建造物に影響を及ぼしている場合は、専門家に相談し、適切な対処を検討する。